

第9日

平成24年9月12日（水）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。それでは、報告第11号平成23年度朝倉市健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第59号議案平成23年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第60号議案平成23年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第61号議案平成23年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 国民健康保険特別会計の特に事業勘定の部分でありますけれども、今年が3億1,400万円程度の赤字になっておるところでございます。ここ二、三年を見てもみますと21年で大体、ごろから赤字が出ておるわけですが、21年で290万円程度、300万円近くであります。それから、22年度が7,300万円程度で、7,000万円ふえておるわけでありまして。そして、ことし、今さっき言いますように、3億1,400万円だということになってまいりますと、これから先の状況を心配するわけでありまして、この赤字の増額幅が年々

大きくなっておるわけです。この辺の原因が何があるのかお尋ねをしたいと思います。当然に、医療費が上がっておるという部分はあると思いますけれども、何か特別な理由があるのか、幅がちょっと大き過ぎるなど私は思っておるんですが、そこら辺、何かわかればお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（江藤敦生君） 赤字の幅が年々大きくなっておるという御質問でございますが、平成23年度の赤字決算の要因でございますが、まず、歳入のほうから御説明いたしますが、前期高齢者交付金という交付金がございますが、これが対前年度に比較しまして3億3,300万円程度減額となっております。これは、このうち1億7,700万円につきましては、平成21年度に交付されました前期高齢者交付金の精算金として国に返納したものでございます。これは、国保事業制度に基づく交付金の精算でございますが、2年を目途に、2年後に精算があり、過払いの場合には国のほうに返納するような制度でございます。

それから、歳出のほうでございますけれども、議員、今御指摘がございました医療費の増でございます。これは、対前年度に比較をしまして2億1,700万円、率で5.0%増加をいたしております。

それから、高額療養費の増ということで、対前年度に比較しまして、額で6,100万円程度、率で11.4%の増となっております。

この医療費の要因でございますけれども、なぜ朝倉市の医療費が高いのかと、23年度の朝倉市国保の1人当たりの医療費でございますけれども、36万8,747円医療費がかかっております。これは、前年度に比較しまして、2万1,000円程度、6.1%増加となっておりますが、一つには朝倉市内に、人口規模等に比較しまして、医療機関数あるいは病床数等の医療提供体制が、かなり充実をしておると。2点目に入院が長期化する傾向にございます精神障害、それから悪性新生物、循環器系疾患といった疾病にかかる割合が非常に高いということ、こういったものが医療費を引き上げておるというように分析をしております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 特に大きいのが、今さっき説明されました歳入部分でありました交付金の返納が3億3,000万円と大きいわけでありまして、こういうのがやっぱ今後の国保運営に大きな影響を与えてくるということになろうと思います。後の精算になっていることですが、今後こういう返還が予測されるのかどうか、そこをわかればお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（江藤敦生君） 今、前期高齢者の交付金を一つの例として申し上げましたが、この交付金につきましては、特に低所得者を有します国民健康保険、これの医療費の平準化をしていこうという制度に基づくもので、いわゆる社会保険、それから国民健康

保険、全ての現役世代の方からの拠出金ということでこの医療費が賄われております。

国民健康保険にかかわらず、社会保険の各健保組合においても、この拠出金の型によりまして、非常な、運営が厳しいという状況が耳に入ってきております。

今後も、2年後の精算ということでございますけども、さらに医療費が増加すれば交付金の返還等も生じてくるものと覚悟しておるところです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に第63号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第65号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第66号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第67号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第68号議案平成23年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第69号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第70号議案平成23年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第71号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 2点お伺いします。

まず、11ページの県支出金再生可能エネルギー補助金540万6,000円、これについて内容を説明をお願いします。

もう1点につきましては——マイク、気が小さいので声が聞こえんで済いません。（笑声）12ページの財政調整基金繰入金が減額になっております。これと関連して、14ページ財調基金、減債基金も上がっておりますが、これについての御説明をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 先に2点目の12ページの財政調整基金の繰入金の関係の御説明を申し上げます。

まず、今回9月議会は23年度の決算が終わりましたので、一般会計の23年度の繰越金、これを歳入として計上させていただいております。その額が13ページにあります繰越金8億5,400万円、これを全額計上してるところでございます。

そうしまして、現在、7月から8月30日までの専決と臨時議会で災害関係の、ポリオもございましたけど、関係で一般財源をたくさん使っております。災害関係の一般財源としまして財政調整基金を3億6,000万円程度繰り入れるという形で調整を、歳入歳出を取り繕ってきた状況でございます。それで、今回繰越金が生じたので、その繰越をマイナス、減額するちゅう形で繰り越しがなかった状態にするという形として12ページの基金繰入金は減額で3億6,100万円をしたところでございます、これで財政調整基金の繰り入れはないという形を今しております。

そして、さらに今回の9月補正で予算計上した結果、財源が生じたので、その分を14ページの基金積立金として財政調整基金に3億4,000万円程度計上したということでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（森本英夫君） 最初に御質問がありました再生エネルギー補助金についてであります。

再生可能エネルギー補助金につきましては、これは福岡県の再生可能エネルギー発電設備導入事業補助金事業が24年度から実施されておまして、この趣旨につきましては、県内の市町村及び一部事務組合が行う地域資源を活用したすぐれた再生可能エネルギー発電

設備導入を支援することを目的とした補助金制度であります。

これにつきまして、朝倉市としましては太陽光発電の関係と小水力発電設備に伴います事業に応募しまして採択されたものを今回補正、補助金補正として上げさせていただけるものであります。以上であります。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 濟いませぬ、先ほど私の説明が1桁間違えて申し上げました。14ページの基金の積立金は3億4,000万円と言いましたが、3,400万円でございます。申しわけございません。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 県の再生可能エネルギー、説明がありましたけど、新聞で知ってるぐらいで、今回初めて計上されて、中身、今課長が説明しましたけど、具体的にどういう中身かってのがよくわからないんです。これはいいことだと思いますんで、議員も、これは市が補助してる10万円のも切れてきて、あれについても私も相談、私も実は加入しておりまして、今度その問題も含めてどういうふうな関連性があるかとか、ちょっと具体的に、議案質疑で私たちも知るすが、これ、恐らく環境民生に入るとだと思いますんで、審査になりますんで、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 先ほどちょっと説明の中で伝わったかどうかあれでしたんで、私のほうから御説明しますと、まず、今回やろうとしてますのは、再生エネルギーの導入可能性の調査ということで、調査の対象としましては2本上げてます。1本は、三連水車の里あさくらの屋根に太陽光パネルを設置して、どういうふうな、何ていいますか、効果が出てくるのかということを見て可能性を探ると。もう1本は水力の関係です。小水力の関係で、朝倉市において可能性があるのかどうかということで、2本上げてます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） そうしたら、これ、私も非常に関心があるんで、恐らく議員の皆さんも市民の皆さんも非常に関心があると思うんで、今、2つの話がありましたが、その調査費だとすると、それを市がやるかやらないかということでやろうとすれば、また県のほうに申請して補助金か何かをもらおうという話でいいんですか。それ以外は、例えば今2つ、三連水車と水力の問題を挙げられましたけども、それ以外のいろいろな意見もあるし、考え方もあると思うんですけども、この県の措置に対してはそれは入ってないのか、この2つについて。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まず、今回の調査を受けまして、設備を導入しようとした場合には、市の独自の予算でやる場合と、あと可能性としましては、市町村が単独または一部

事務組合等で行う場合に、1億円を限度として県のハード整備に対する補助というのが平成24年度においては設けられています。ですから、同様の制度が今後も継続されれば、その資金を使って整備をするという場合も事柄によっては出てくるということで制度設計されております。

それ以外のものにつきましては、今の1億円の対象になるかならないかっていうのは、調査を必ずしも前提としたものというふうに限定はされてないというふうに聞いてますので、ほかに可能性が出てきた場合に、その補助制度を使ってやるべき事柄だという議論がなされれば、可能性としては出てくると、ただ、どうしても経費の制限等もありますので、そのあたりの兼ね合いでどうなっていくかということだと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 2点にわたって質問いたします。

1点目は新規就農者について、262万5,000円がついておりますが、この就農形態について質問いたします。何名なのか、それから市内の人か市外の人か、それから住宅つきの就農者取り組みを今年度始めるということが年度当初報告がありました。そのことにも関連してるかどうか。

2点目は、緊急雇用創出事業経費の雇用についてでございますが、これは新しく雇用するものかどうか、今雇用してる人のつなぎ資金として充てるのか、その2点について質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 青年給付金の件につきまして農業振興課より御回答させていただきます。

本年度当初予算で1名150万円を計上させていただいておりましたが、説明会をいたしましたところ合計6名の方が手を挙げられました。内容といたしましては、全て朝倉市に居住する方々でございます。

市を通して給付する給付金につきましては、経営開始型となっておりますので、ほとんどの方が果樹、イチゴ、そういうネギ、こういうものに携わっておられます。もともと町内の農園さんで研修を積まれた方とか、家が農家であって新たに自分で経営を始めた方、こういう方々でございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） 緊急雇用創出事業の関係でございます。

この雇用につきましては、24年度事業ということで取り組みます。したがって、新たに雇用するということになります。ただ、雇用期間につきましては、24年度いっぱいということになります。これまでの継続のものとはまた別ということになります。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 新たに市内の方が新規就農者ですが、始めるということでござい

ますが、年齢制限があつて40歳までということとっておりましたが、その確認させてください。

それから、緊急雇用対策事業に関してですが、今度新たに雇用者を求めるということで、国の趣旨とは沿つてるとは思いますが、昨年度、一昨年度でしたか、余りに新規の雇用を求めないということ、事例もあつたようです。市の方針としては、やっぱり緊急雇用の趣旨をしっかりと踏まえた雇用を今後も続けていくのかどうかをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 年齢制限でございますが、原則45歳未満となっております、今回の方々は20代と30代、全てでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） 緊急雇用事業につきましては、その要領と申しますか、重点事項、重点分野と国が示された要領がございます。その要領に従いまして雇用を進めていただく。事業の計画等につきましては、各課ではございますけれども、その指導につきましては商工観光課のほうがやっておりますので、市の方針に基づいてやるということでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。19番梶原康嗣議員。

○19番（梶原康嗣君） これは、不動産売り払い収入のところ、3,950万円が計上しておりますが、これは旧杷木町の公民館跡地だろうと思っておりますが、これは、旧杷木町公民館跡地は何平米あつて、坪単価に直すと幾らかをまずお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 3,950万円は、済いません、歳入の3,950万円はおっしゃるとおり杷木の公民館跡地でございます。面積は、2,081平米程度でございます。坪単価は6万1,710円で、鑑定ができております。鑑定価格は3,900万円でございます。入札をしました結果、応募が1者ございまして3,950万円という形で購入されたということでございます。

○議長（手嶋源五君） 19番梶原康嗣議員。

○19番（梶原康嗣君） そういった中で、これは直接補正とは関係ありませんが、実は杷木のバス停から朝倉光陽高校までの歩道設置等の計画もあります、そういった計画をかんがみての売り払いだつたのかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 県の土木事務所のほうと相談しまして、そういう計画があるという形を建設課を通して伺つております。ですから、その分は分筆をいたしまして、将来の分は市がまだ持った状態で、それ以外を売り払つたということでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第72号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第73号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。2番半田雄三議員。

○2番（半田雄三君） 74号、75号議案にも関連いたしますけども、下水道課の窓口業務の民間委託をする経費の債務負担行為の補正予算の件だと思います。これで、まず2点お尋ねいたします。

まず、この業務委託内容が何なのか、2点目が、この細かい数字が出てきておりますけれども、この限度額の算出根拠について、この2点をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（内田茂信君） 業務内容につきまして、説明をさせていただきます。

業務内容につきましては、下水道使用料金及び負担金の窓口業務でございます。それから、メーター検針業務、料金調停業務、滞納整理業務、負担金に関する業務、会計処理業務、下水道処理施設窓口業務、排水設備指定工事店責任技術者に関する業務、浄化槽設置設備に関する業務、ワンストップ窓口対応業務、開発業務等の相談窓口業務でございます。以上でございます。

失礼しました。算出方法でございますが、下水道課が委託しようとする窓口業務について、仕様書を策定しました。県内、受注実績のある業者3社より参考見積もりを徴収しまして、算出をしたところでございます。

この下水道会計、下水道と農業集落排水、個別排水事業ありますが、この3会計でございますが、使用件数をもとに案分をして算出をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 2番半田雄三議員。

○2番（半田雄三君） 今、もう3社っていうふうに話出たと思いますが、これ、3社で入札するっていうことになると思うんですけども、こういうふうに限度額が明らかになって大丈夫なんでしょうか。随意契約の心配すらしてしまいますけれども。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（内田茂信君） 今回提示をさせていただいておりますのは、あくまでも限度額でございます。そういうことで、実際、発注するに当たりましては詳細な仕様書を作成しまして、それからの作業に移っていくのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 現在、下水道の事務処理がなされておる状況下の中で、窓口業務の委託という形になりますと、職員の減員等と絡んでくるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 体制としましては、現在、市の職員が直接やってる業務の一部を民間のほうに委ねますので、それに係る体制につきましては、一定、下水道課に係る分については整理をしていくと、若干縮小するというようなことで考えていきたいと思っております。

ただ、何ていいますか、直接職員の身分に係るような形であってということではもちろんなくて、市役所全体の中でそこは調整していくということです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 下水道の業務の委託ということですけども、集金といたしましうか、徴収について、なかなかいろんなことで難しいところがあるのかなと思ってます。普通聞くのは、下水道滞納のときには上水道をとめたりというようなそういうことを福岡市なんかはやってるという話を聞きますし、連動してやっていかなくてはいけないのがあるんじゃないかなと思ってますが、集金業務について、配食サービスでもいろんな問題がありました、そういうところの気をつけるところというのはないんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（内田茂信君） その件につきましては、業者委託といいながら、実際委託業者のほうと協議をしながらそういった漏れのないように進めていきたいと思っております。

それから、先ほど半田議員のほうから質問がありましたことにつきまして、ちょっと違った回答をしておりました。入札方法につきましては、今後、検討していきたいと。まだ最終的にどういった形で発注をしていくかというのはまだ決めておりません。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 23年の決算でも、不納欠損とかそういう使用料等も出てます。ここあたりのところは、非常に大切なところになるんじゃないかなと思います。単なる業者に委託だけではなくて、市としてのあり方というのもしっかりと決めとかなくちゃいけないんじゃないかなと、これ、要望です。お願いします。何かありましたらお願いします。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 委託をしたことによって不納欠損がふえるというようなことになってはいけませんので、そこは当然のこととして対応していきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第74号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第75号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第76号議案平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第77号議案朝倉市防災会議条例及び朝倉市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第78号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第79号議案朝倉市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 議案集の25ページ、この条例制定は、法の一部が改正されたというところで出されております。

第1点としては、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を拡大したいということで理由が掲げられております。これについての説明をお願いします。

もう1点は、26ページの第2条、市が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、対象となるものについて、これが何件ということと、全体的に数が多ければ別ですけど、少ないようであれば先ほどの1問目の質問とあわせて、どういうふうな形になるのか、御説明をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（秋穂修實君） まず1点目のこの理由ですが、これまでは予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人としまして、地方自治法の施行例第152条第1項第

2号の規定で、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社と定めておりましたが、この改正によりまして、地方自治法施行例第152条第1項第3号の規定が加えられました。調査等の対象となる法人としましては、4分の1以上2分の1未満を出資している法人も、これは条例で定めることによって対象とすることができるということとされました。ですから、条例で定めないとこれまでどおりの2分の1以上ということでしたが、今回は4分の1以上2分の1未満ということで、さらに幅が広がるということでございます。

それから、対象となりますのは、今回は1件で、甘木鉄道株式会社が新たに加わることとなります。（発言する者あり）済いません、そもそも1件しかございません。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて本件の質疑を終了いたします。

次に、第80号議案訴えの提起についてを議題といたします。質疑はありませんか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 住宅新築資金貸付金の返還請求についてですが、この返還未納額は幾らなのでしょう。

それと、今現在どのような変換状況であったのか、お尋ねいたします。

また、住所が兵庫県に在住のようですが、このことについてわかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（太田眞博君） 今回の訴訟の関係でございますけども、滞納者のこの借受人が滞納者でございまして、滞納額が、現在354万480円が滞納金として残っているところでございます。

これまでの経過といたしまして、債務者は平成8年8月9日に最後の支払いをいたしまして、その後連絡がつかなくなるという状況になっております。平成9年2月6日に職権消除となっております。債務者との連絡がつかなくなってからは、子どもさんたちに居場所等を問い合わせたり、保証人に当たったりして債権の回収を取り組みを行ってまいっております。今年度に入りまして、債務者が死亡したということが、情報が入りましたので、戸籍等を調査しましたところ、兵庫県の伊丹市のほうに住所設定したということが判明いたしました。そちらのほうに催告を通知したところでございます。それに伴いまして、7月17日に催告したんですけども、債務者から7月15日付で、もう10年以上たっているということで消滅時効の援用通知が送られてきております。そういったことで、今回、時効の援用を通知した債務者に対して時効が完了していないということを明確にするために裁判の提起をするものでございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 少しわからないところがあったんですが、本人が死亡されて、これは債務責任者に訴訟を起こされてるということでしょうか。

それともう1点、濟いませぬ、収入、23年度の新築資金貸付金の返納未済額が1億5,000万円からなっておりますが、ほかの方々の返納状況とか件数がわかりましたらお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（太田眞博君） この居場所、職権消除が平成9年2月に朝倉市のほうで、旧甘木市のほうで職権消除になっておりまして、その後保証人のほうに当たりまして、そちらから徴収を行っていたという経過でございます。

それから、滞納の関係でございますけれども、これにつきましては、23年度の決算で63件の滞納者でございます、1億5,100万円程度、現在滞納金が残っている状況でございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 失礼いたしました。訴えの状況が、ちょっと今の説明ではわかりにくかったので、もう一度お願いします。

○議長（手嶋源五君） 課長、本人が亡くなっちゃうとねということですよ。人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（太田眞博君） 本人については、現在、伊丹市のほうで住所設定されておりますので、生存されております。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 補足しますと、この債務者につきましては、当初職権消除後に亡くなったという話を聞きましたけれども、実際調べておたら生存しておったということで、御理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（手嶋源五君） よろしいですね。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第81号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第71号議案については、会議規則第35条第3項の規定より委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査をいただきたいと思ひます。これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時43分散会